

令和5年度 四日市市立港中学校部活動指導方針

1 部活動に関する基本的な考え方

(1) 部活動の意義

心身ともに大きく成長する中学生期において、興味・関心のあるスポーツや文化的活動で、仲間とともに一つの目標に向かって取り組むことのできる部活動は、非常に教育的効果の高い活動である。大会やコンクール等に向けて努力することは、困難に打ち勝とうとする強い精神力を養ったり、心・技・体を向上させたりするなど、部活動が担う役割は大きいものである。

また、異学年が目指す目標を一つにして集団を形成し取り組む部活動は、仲間づくりの視点からも効果的であり、コミュニケーション力の育成にも大きな役割を果たすといえる。

(2) 部活動の位置づけ

中学校の部活動は、中学校学習指導要領において、以下のように位置付けられている。

○中学校学習指導要領（平成29年3月公示）【抜粋】

第1章 総則 第5 学校運営上の留意事項

1 教育課程の改善と学校評価、教育課程外の活動との連携等

ウ 教育課程外の学校教育活動と教育課程の関連が図られるように留意するものとする。特に、生徒の自主的、自発的な参加により行われる部活動については、スポーツや文化、科学等に親しませ、学習意欲の向上や責任感、連帯感の涵養等、学校教育が目指す資質・能力の育成に資するものであり、学校教育の一環として、教育課程との関連が図られるよう留意すること。その際、学校や地域の実態に応じ、地域の人々の協力、社会教育施設や社会教育関係団体等の各種団体との連携などの運営上の工夫を行い、持続可能な運営体制が整えられるようにするものとする。

第2章 各教科 第7節 保健体育 第3 指導計画の作成と内容の取扱い

2 第2の内容の取扱いについては、次の事項に配慮するものとする

(6)第1章総則の第1の2の(3)に示す学校における体育・健康に関する指導の趣旨を生かし、特別活動、運動部の活動などとの関連を図り、日常生活における体育・健康に関する活動が適切かつ継続的に実践できるよう留意すること。

部活動は教育課程外の活動ではあるものの、その教育的効果から、教育課程との関連を図り取り組むことが求められている。

(3) 学校教育目標

「心豊かにして自主的、主体的に行動し、互いに高め合う生徒の育成」

(4) 部活動目標・活動方針

本校においては、全員加入制により、すべての生徒に様々な経験ができる機会がもてるようにし、より効果的な教育成果が得られるよう、各担当者が工夫しながら積極的に活動するものとする。したがって、どの部においても、その部特有の知識や技術を修得することや、競技会などで好成績をおさめることだけでなく、日々の活動の中で自己を高め、ともに支え合える仲間作りなどにも視点を当てた活動を実施するものとする。また、生徒がより一層主体的・自主的に活動を創造・運営できる集団へと高めていくことも、めざしていく。そして、それぞれの部活動で培った力を、学級・学校活動などにも発揮し、活気・個性のある学校作りに寄与できるように指導していくことをめざすものとする。

2 具体的な指導

(1) 部活動計画の作成

顧問は、部活動の年間活動計画及び月間活動計画を作成し、生徒や保護者に提示する。

① 年間活動計画の作成

- ・ 年間を見通してどの時期にどのような活動を行うかを明確にし、管理職に提出して承認を受けるとともに、生徒・保護者に提示する。管理職への提出、生徒・保護者への提示は4月中に行う。
- ・ 参加する大会やコンクール等は、教育的意義や生徒及び部活動顧問の負担の観点から、年間を通して精査し、参加することが望ましい。

② 月間活動計画の作成

- ・ 年度当初に提示した年間活動計画をもとに月間活動計画を作成し、管理職に提出して承認を受け、生徒・保護者に提示する。管理職への提出及び生徒・保護者への提示は前月中に行う。

(2) 休養日・活動時間の設定

休養日及び活動時間は、生徒及び教員の健康面を考慮し、以下の通り実施するものとする。

【休養日】 1週間のうち、少なくとも2日を休養日とする。うち、1日は土日休日に設定をする。

※大会やコンクール等の前週の土日の活動や大会開催週の平日の休養日については、生徒及び教員の健康面を十分配慮した上で、実施することを可とする。ただし、管理職の承認を得るとともに、大会やコンクール等終了後に代替休養日を設けること。

① 平日の休養日について

- ・ 平日に設ける休養日については、学校で定めた部活動停止日（職員会議、校内研修会等）と兼ねることができる。ただし、定期テスト前の部活動停止期間のまとめ取りによる設定は認めない。（確実に週2日間の休養を取らせる）
- ・ 活動場所の関係から、部活動単位で決定することとする。
- ・ 休養日は計画的に設定するが、屋外で活動する部活動が雨天のため、急きょその日を休養日に変更することはやむを得ないものとする。

② 土日の休養日について

- ・ 3日以上の日が連続する場合は、2日に対して1日の休養日を設定すること。

③ 長期休業中の休養日について

- ・ 1 週間のうち、2 日を休養日とする。

【活動時間】※活動時間とは、準備や後片付けの時間を除いた、実際に練習や活動をしている時間のことを意味する。

① 平日の活動時間について

- ・ 放課後の練習は、原則 2 時間以内とする。やむを得ず活動時間が 2 時間を超える場合は、管理職の承認を得ること。ただし、実施においては、生徒及び教員の健康面を十分配慮すること。

② 週休日及び休日（長期休業期間を含む）

- ・ 原則、3 時間程度とする。
- ・ 活動内容（大会・練習試合・コンクールへの参加など）により、活動時間が 3 時間を大幅に超える場合は、平日放課後と同様の対応とする。

③終了時刻 ※以下の時間を最大とする。ただし、気象状況や日没等を考慮し変更することもある。（大会においてはこの規定を適用しない。）

☆平 日

4 月から総体予選まで	1 8 : 0 0	（完全下校：18:15）
9 月から新人大会まで	1 7 : 3 0	（完全下校：17:45）
新人大会から 1 月まで	1 6 : 3 0	（完全下校：16:45）
2 月	1 7 : 0 0	（完全下校：17:15）
3 月	1 7 : 3 0	（完全下校：17:45）

④昼休みの部活動の活動はしない。（体育館や図書館開放利用の促進のため）

⑤休日、長期休業中の終了は、各月の部活動時間に準ずる。

⑥午前日課の日は原則各月の部活動時間に準ずるが、別に終了時刻を定めることもある。

⑦放課後練習は、顧問が付き添って実施し、上記の時間内で行う。

⑧早朝練習は、顧問が付き添って実施し、7：30～8：10 まで認める。

⑨特別延長活動

学校行事や各種大会（社会体育の大会など）により延長や実施が必要な場合（テスト期間など）は、管理職の承認のもと、保護者の同意を得て実施することができる。最大 30 分を限度として延長を認める。

⑩活動停止期間

- ・ 中間テスト・学期末・学年末テスト一週間前よりテスト終了まで。
- ・ 実力テスト・宿題テストの当日の朝。
- ・ 部活動の運営に支障をきたす場合。

※その他、円滑な活動が困難な場合や下校時刻が守られない場合は部活動担当者が顧問や管理職と協議し、活動の停止措置や奉仕作業（~~3日間~~）を取ることもある。

（3）事故防止と安全管理

① 適切な休憩時間の設定

オーバーワークにならないよう、適宜休憩時間を確保するなどし、生徒の健康面に配慮した活動の計画的な実施に努めること。少なくとも1時間に1回以上の休憩時間を設けることが望ましい。

② 活動スペースの確保

活動中の事故未然防止に向け、活動スペースを十分確保し、危険な行動をとることがないように、指導を徹底すること。

③ 施設・用具等の点検

活動場所や施設、用具等の安全点検を毎月1回実施すること。使用頻度の高い施設や用具については、毎月複数回点検を実施することが望ましい。

④ 事故発生の場合

万が一事故が発生した場合は、救急車を要請するなど、生徒の人命を最優先した対応を取る。

(4) 保護者・地域との連携

① 部活動の方針や活動日程などを年度当初に丁寧に説明し、理解を得ること。

② 学校ホームページや部活動便り等を有効活用し、部活動の様子を定期的に保護者に発信し、理解を得る工夫をすること。

③ 部活動を運営する上で、経費の必要性が生じた場合は、事前に保護者に文書等を配付するなどして理解を得ること。

④ 対外的な活動（練習試合、大会、コンクール等）については、保護者への応援依頼を積極的に行うこと。

⑤ 活動中に生徒に問題が発生した場合、家庭訪問等により丁寧に説明をすること。

⑥ 活動中の怪我については、軽いと考えられる怪我でも、家庭訪問等により丁寧に説明をすること。

⑦ 部活動を持続可能なものとするため、学校や地域の実態に応じて各種団体と連携を図り、部活動に取り組むことが望ましい。また、地域との連携を図った部活動の実施について、保護者に理解と協力を促すよう努めること。

(5) 合同チームの取り組み

① 自校だけでチームとして、対外試合等に参加できない場合は、他校と合同チームを組み、活動することができる。ただし、その場合は、管理職の承認のもと、中体連の規則に基づいて行う。

② 他校と合同チームを組む場合は、日常における活動日及び活動場所を顧問間で調整し、決定については管理職の承認を得ること。

③ 他校と合同チームを組む場合は、部員や保護者の思いを必ず掌握し、理解を得るよう努めること。

④ 合同チームを組む場合は、大会やコンクール等への出場について、その可否を事前に主催者に確認すること。

⑤ 合同チームが自校を離れて活動を行う場合、移動中の事故等に十分注意すること。万が一事故があった場合は、保護者への連絡や救急車の要請など、適切な対応を取る。

(6) 部活動募集停止について

①運動部

ア：団体種目

本校単独では部員数が不足し、他校と合同チームで公式戦に出場しなければならず、本校生徒がチーム編成の過半数を2年連続で下回った場合は、次年度より部員募集を停止する。入部生徒が卒業するまでは合同チームとしての活動は認められるが、その後廃部とする。

②文化部

本校での活動やコンクールに参加できる部員数が確保できず、新入生の入部がなかった場合は次年度より部員の募集を停止する。

(7) 生活文化部、美術部について

令和6年度より生活文化部と美術部を合併し、アートクラフト部とする。

3 その他の留意事項

(1) 設置部活動 (活動場所) (担当者)

野球	(グラウンド)
バレーボール (女子)	(体育館)
バスケットボール (男子)	(体育館)
バスケットボール (女子)	(体育館)
ソフトテニス (男子)	(テニスコート)
ソフトテニス (女子)	(テニスコート)
生活文化	(被服室)
美術	(特別活動室)
吹奏楽	(視聴覚室など)
校外活動	

※校外活動部とは、本校以外のクラブチームや習い事に所属しているため、継続して本校部活動に参加できない生徒を対象にしたものとする。他団体に所属している生徒全員が校外活動部に入らなければいけないわけではない。上記部活動と兼ねて所属することも可能である。その際は顧問と密に連携をはかること。

(2) 対外試合時の生徒引率

- ① 中体連の大会は必ず引率する。(夏の大会・新人戦)
- ② その他の大会など近辺の学校・施設であれば現地集合も可とするが、顧問の指導のもと交通安全に気をつけること。
- ③ 自転車を利用する場合は、必ずヘルメットを着用(あご紐必須)すること。(荷台活用も勧める)

(3) 運営費

備品費、消耗品費、大会参加費、登録費、参加旅費、ユニフォーム、補助費は、別途定める運営規定に従って各部で計画し、執行する。

やむを得ず活動費を徴収する場合は、管理職の承認のもと、適切に会計処理を行う。

(4) 部活動変更手続き

全員がいずれかの部に入部する。原則として、入学当初に入部手続きを行った後は、三年間変更しないことが望ましい。ただし、担任との話し合いをもって変更した方がよいと判断された場合は、年度途中の変更を一回に限り認める。その場合、以下の手順を踏む。

①希望者本人からの申し出。

②担任と希望者で話し合いの後、保護者とともに意志の確認をする。加えて変更は年度で1回きりであることも確認する。

③担任を窓口し、部活動担当及び新旧の部活動顧問に連絡する。

④一定期間の体験入部期間を設定する。(1週間から10日程度。土日などの休日を含めてもよい)

⑤担任が全職員へ報告する。(朝の打ち合わせ等を利用して)

・誰が どの部活から どの部活へ 体験入部の期間

⑥体験入部の参加状況を把握し、担任、部活動担当、新旧顧問で判断する。

⑦担任が全職員へ報告する。(朝の打ち合わせ等を利用して)

⑧希望者及び保護者に伝達し、変更届を提出させる。

⑨変更届を受理した後、新部活へ参加する。

(6) その他

①活動時の服装

<平日> ・ ユニフォーム、ユニフォームに準ずるもの

・ 学校指定のジャージ、体操服、制服

・ ワンポイント白色Tシャツ

※クラブで統一してTシャツなどを購入しない

※学校指定のウインドブレーカー可

<休日・対外試合・演奏会> ・ 平日と同じ服装 ※登下校時も同様

・ 演奏会に出場する際の統一した服装

②午前日課の場合の昼食場所

各部ごとに指定するので、顧問の責任で使用・戸締まりを行う。

③自転車使用許可

・ 休日、長期休業中は認めるが、次の3箇所に整頓してとめること。

(※土曜活動等で全校生徒が同時刻に登校する場合、安全面や駐輪場所を考慮して原則徒歩通学とする)

体育館西側・・・バスケットボール・バレーボール

自転車置き場・・・女子ソフトテニス・吹奏楽・生活文化・美術

グラウンド端・・・野球・男子ソフトテニス

※整理整頓して自転車を置くよう指導する。

- ・ 各顧問で自転車の正しい乗り方やマナーなどの指導をする。
 - 重い荷物は荷台に縛り付けるよう指導をする。
 - 学校内では安全確保のため、手押しで移動する。(正門から)
- ・ 学校・校区外へ行くときは、ヘルメットを必ず着用する。

④雨天時の校舎内使用について

- ・ 外で活動する部活動は、雨天の場合次の場所以外は使用しないこと。
 - 2. 3階の中央廊下 北校舎の2. 3階のオープンスペース
- ・ すべての階段は使用しない。
- ・ バット・テニスラケット・ボールなどの用具は使用しない。(武道場を除く)
- ・ 必ず体育館シューズで行う。(武道場のたたみ部分を除く)
- ・ 筋力トレーニングを中心に行い、ランニングは行わない。
- ・ 雨天時の練習場所割り当て (部活間で声をかけ合ってローテーション)
 - 武道場・中央廊下等・・・ソフトテニス男女・野球部
 - 体育館ギャラリー・・・バスケ部男女・バレー部
 - 多目的教室・・・・・・使用する際、その都度話し合って決める

⑤各専門部の備品や物品を校内で保管する場合、別紙にて一括管理する。

⑥部活動連絡黒板 (1F 生徒玄関)

- ・ 記入できるのは事務的な連絡のみとする。
- ・ ペンは付近に置かない。(書いたり消したりするのは顧問が行う。)
- ・ 期日が過ぎたら速やかに消すこと。

⑦PTA 教育後援会費におけるユニホーム購入計画順

No	1	2	3	4	5
H・R 年度	R5 年	R6 年	R7 年	R8 年	R9 年
西暦	23 年	24 年	25 年	26 年	27 年
部活名	バスケット 女子	バレー	野球	ソフトテニス 女子	ソフトテニス 男子

⑧引退後の3年生の部活動について

【引退後の部活動への参加】

引退後、部活動への参加は、禁止とする。ただし、卒業式後はこの限りではない。また、以下の場合は保護者に同意書を提出してもらい、参加を認める。

(i) 進路に関わって

- ①受験において実技が必要であり、その練習のため。
- ②志望校への進学が決定 (内定) しており、所属部活動を継続する意志があること。

③進学先でも所属部活動を継続していく強い意志があること。

※芸術・運動に関わる進路選択を行う生徒は、担任の了解を得た上で教科担当と相談し、その後の動向を決定する。担任は三者懇談等で保護者と確認を取り合うこと。朝の打合せ等で職員への了解を得てから指導に入る。

指導例：① 教科担当が日を指定して指導を行う。→同意書必要なし。

② 教科担当の判断で部活動顧問へ相談をかけ、参加する必要がある場合にのみ、参加条件を確認した上で、部活動に参加させる。→同意書必要。

(ii) 大会等に出場するため

例：選抜選手として選出されるなど

【同意書提出の流れ】

①担任から申請書を受け取る。⇒②保護者が押印して担任に戻す。⇒③顧問印をもらう。⇒④部活動担当に確認する。(部活動担当は管理職に連絡をする) ⇒⑤生徒に活動開始日を連絡する。

※活動の開始日は確認後、担任が記入してください。

【部活動参加についての約束事】

- ①高校生活で所属部活動を継続する準備として、中学校の顧問の指示に従って真剣に取り組ませる。
- ②進んで下級生の練習の補助をするなど、下級生の活動を優先して妨げになるようなことはさせない。
- ③中学校と所属部活動のルールを厳守させる。

④選抜等に所属している場合は、最終の大会(イベント)が終了するまでを一区切りとし、受験において、実技が必要な場合は、再度申請させる。

※上記の約束事を守れない場合は、参加を取り消すことがある。

※高校入試の受験科目・受験課題などに関係なく、単に高校側から期待されていると考えられるだけの生徒の参加は認めない。社会体育など家庭の責任において必要な取り組みを行わせる。

【卒業式後のクラブ活動参加について】

内容：① 来校して参加することは認めるが、顧問へ連絡をすること。

② 顧問は管理職へ参加報告をする。(保険関係にもかかわってくる)

③ あくまでも後輩の支援であり、3年生が練習のメインになることはない。

④ 話しているだけなどであれば、速やかに帰す。(状況をみて判断)

⑤ 中学校と所属部活動のルールを厳守させる。

⑥ 卒業式後～修了式まで、平日の部活動参加は認めない。休日は顧問立会い(管理職報告)のもと可。ただし、後期入試等にも配慮すること。

⑦ OB戦は、顧問の了解のもとで行う。この場合も、管理職へOB戦を行うことを連絡する。

【卒業生（高校生等以上）の受け入れ】

- ①顧問に了解を得た場合のみ部活動への参加を許可する。この場合、顧問から卒業生が参加することを管理職へ届ける。
- ②卒業生の部活動への参加許可日は、土日・祝日・長期休業中など、授業のない日とする。ただし、授業のある日に、どうしても部活動へ参加させなくてはならない状況が出てきた場合には、あらかじめ管理職に了解をとった後、朝の打ち合わせなどで職員への報告を行う。

【在校生から卒業生への記念品について】（部活動単位で。個人的な譲渡はなし。）

- ①卒業式前に 1 週間程度の期間を決め、その期間中に行う。
 - ※色紙程度（卒業生一人当たり 100 円程度）の物を渡す場合、教育後援会費で購入する。ただし、年度当初に部費を保護者から徴収しているような部活は、その範囲内で購入してもよい。
 - ※生徒から記念品のために少額であっても徴収しない。
 - ※古くなった練習球などを再利用してもよい。
 - ※顧問がその場に立ち会う事。

以上